

動物愛護管理対策費について

生活衛生課

1 事業の目的

- 秋田八幡平クマ牧場に残されたクマの引取先が見つからない状況の中で、8月24日に、北秋田市長から阿仁熊牧場でのヒグマを含む全頭の実入りに向けた検討を開始したいとの申し出があった。
- この申し出を受け、移送費の負担や受け入れるクマの条件等を総合的に勘案し、全頭を阿仁熊牧場へ引き渡す方向で北秋田市と協議を開始した。
- 協議期間を含め、クマの引渡しまでには一定の期間を要することが想定されるため、10月以降の冬期間を含む当分の間、給餌や施設の点検などの安全対策を継続して実施していく必要がある。

2 事業の概要

- 秋田八幡平クマ牧場は山間部の豪雪地域にあるため、冬期間は除雪作業が必要となるほか、夏期に比べ、残食の回収や給餌・清掃作業等に相当の手間と労力を要することから、非常勤職員を3名から5名に増員する。
- なお、除雪作業については、八幡平クマ牧場内の道路が狭く、場内は傾斜勾配があることから、小回りのきく重機をレンタルし、操作資格のある非常勤職員を雇用して行うこととしている。

○ 補正予算の内訳	(9,025千円)
・非常勤職員の報酬等(5人×5カ月)	6,838千円
・職員旅費	953千円
・ガソリン代、消耗品等	458千円
・除雪用重機リース料等	776千円

○ 職員の派遣体制		
【 6 / 4 ~ 10 / 31 】	⇒	【 11 / 1 ~ 3 / 31 】
県職員(獣医師) 1人 (週3~5回)		県職員(獣医師) 1人 (週1~2回)
非常勤職員 3人		非常勤職員 5人 (除雪要員含む)

3 予算額

9,025千円

(参 考)

秋田八幡平クマ牧場の対応について

1 これまでの経緯について

- ・ 4月20日：事故の発生（場内に逃げ出したクマにより従業員2名が死亡）。
- ・ 4月21日～27日：特定動物飼養許可施設（9カ所）の緊急調査を実施（逸走等の危険箇所がないことを確認）。
- ・ 5月1日～4日：アライブ調査員が県職員立ち会いのもと牧場の調査を実施。

調査の結果、「個体の年齢・性別・入手元に関する情報がない」、「クマたちの多くは痩せてはいない」、「繁殖制限に取り組む必要がある」、「給餌場であるバックヤードは鏽の浸食によって安全性が問われる箇所が見られた」などの見解が示された。

- ・ 5月7日：緊急避難的な対応として県職員の派遣を開始、元経営者から秋田県知事あての支援要請文書を受理、全国の7クマ牧場へクマの引受けを依頼（～5/8）。

事故後、元経営者が一人で給餌作業をしていることから、地元住民の不安解消を図るとともに給餌の確認のため、県動物管理センターの職員等の派遣を開始した。

- ・ 5月16日：小松獣医師が現地視察（個体識別や飼養管理に関する技術的助言）、日本動物園水族館協会を通じて全国86動物園にクマの引受け等の協力依頼。
- ・ 5月23日：全国の7クマ牧場に引受けについて文書による再依頼。
- ・ 5月28日～6月2日：立入検査を実施。

立入検査（5/28、5/30、6/1、6/2）の結果、クマが逃げ出した原因は施設の不備などによるものではなく、2号クマ舎北西角に残された雪山によるものであったことなどを確認した。

- ・ 6月4日：地域住民の安全確保と動物愛護の観点から、非常勤職員による給餌作業等の開始（月～金曜日）。

【 5/7～6/1 】

県職員（獣医師等）

3～4人



【 6/4～6/16 】

県職員（獣医師等）1人

非常勤職員 3人

- ・ 6月7日：動物取扱業（展示）の廃業届出の提出を受理、日本動物園水族館協会からクマの受入れを検討する意向を示している施設の情報提供。

【受入れ検討の状況】

- ① かみね動物園（茨城県日立市）：
ツキノワグマの若いオス1頭なら受入可能
 - ② わんぱくこうちアニマルランド（高知県高知市）：
2才のツキノワグマ2頭のうちメスなら1頭の受入れを検討
 - ③ 東武動物公園（埼玉県宮代町）：
純血エゾヒグマのメスがいれば受入れを検討
- (※) 宇都宮動物園については、受入れを6月7日に断念。

- ・ 6月9日：元経営者が業務上過失致死容疑で逮捕（地元住民の不安解消を図るため、直ちに職員2名を牧場に派遣、その後土日も職員を派遣）。
- ・ 6月11日：日本動物園水族館協会に、新たな情報を追加した個体識別表を送付。
- ・ 6月12日：北秋田市長が阿仁熊牧場でのツキノワグマの受入れを表明。

北秋田市長が「阿仁熊牧場でツキノワグマ6頭の受入れが可能である、ヒグマについても引き続き検討したい」旨発表した。

- ・ 6月17日：職員による施設の管理と給餌作業等の体制を変更（刑事罰が確定するまで土日も派遣）。

【 6/4 ~ 6/16 】

月、水、金（県職員1名+非常勤3名）
清掃・給食残食回収・給餌
火、木（県職員1名+非常勤3名）
清掃・施設管理



【 6/17 ~ 7/8 】

月、水、金（県職員1名+非常勤3名）
清掃・給食残食回収・給餌
火、木（県職員1名+非常勤2名）
清掃・施設管理
土、日（県職員1名+非常勤1名）
施設管理

- ・ 6月29日：元経営者が略式起訴。

- ・ 秋田八幡平クマ牧場で、従業員の女性2人がヒグマに襲われ死亡した事故で、秋田地検は、業務上過失致死罪で元経営者と元従業員を略式起訴。秋田簡裁は2人にそれぞれ罰金50万円の略式命令を出した。
- ・ 秋田地検は処分理由について、被害者遺族が厳罰を求めていないためなどとしている。
- ・ 起訴状によると、元従業員は運動場内に排雪し雪山を作って放置し、元経営者は施設巡回などの安全管理を怠り、運動場内の雪山に気付かなかった。このためクマが雪山を登って壁を越えて脱走し、女性従業員を襲って死亡させたとしている。

- ・ 7月13日：環境省及び日本動物園水族館協会に、対応の概要を説明。
- ・ 7月17日：日本動物園水族館協会から正式に3動物園のクマ受入れについての回答。

【県外3動物園への確認】

- ・「東武動物公園」（埼玉県宮代町）では、純血のエゾヒグマであれば受入可能であるとの意向。
- ・「かみね動物園」（茨城県日立市）、「わんぱくこうちアニマルランド」（高知市）では、ツキノワグマを各1頭受入れたいものの、移送費については、元経営者や県による負担を要望。
- ・なお、元経営者は、ツキノワグマについては、移送費の負担が少ないことなどから、「阿仁熊牧場」へ全頭（6頭）の引受けを希望。

- ・ 7月20日：元経営者から関係機関（県）、支援者に対し継続的支援等について文書で依頼（事故発生から3カ月後）。
- ・ 8月2日：小松獣医師の助言を受けながら、老朽化の著しいクマ舎から別のクマ舎にヒグマを移動（8/5までに8頭の移動を終了、資料1参照）。
- ・ 8月24日：北秋田市長から県に、阿仁熊牧場で27頭全頭の受入れに向けた検討を開始したいとの申し出。
- ・ 8月27日：秋田県知事が定例記者会見で、全頭を阿仁熊牧場で受入れてもらう方向で全面協力することを表明。
- ・ 8月28日：日本動物園水族館協会や3動物園に対し、電話でこれまでの対応を感謝するとともに、クマの受入れを辞退する旨を連絡。

【県外3動物園からの共通コメント】

- ・ 残念であるとの感想もあったが、「事情は十分に理解できる。良かったですね。」との返答があった。

- ・ 8月31日：県政協議会で、10月以降の対応及び9月補正予算案の概要を説明。
- ・ 9月3日：元経営者から、これまでの県の協力への感謝と阿仁熊牧場へのクマの移送についての文書依頼。
- ・ 9月4日：環境省に対し、阿仁熊牧場へ全頭引渡す方向で検討していることや、今回の事故を踏まえた国（環境省）への要望事項を説明。
- ・ 9月6日：北秋田市と、阿仁熊牧場での全頭受入れのための協議を開始。

2 秋田八幡平クマ牧場に対する意見について

- これまで知事への手紙やメールなどで寄せられた意見は、資料2のとおり200件となっており、「殺処分反対」する意見が大半を占めている。

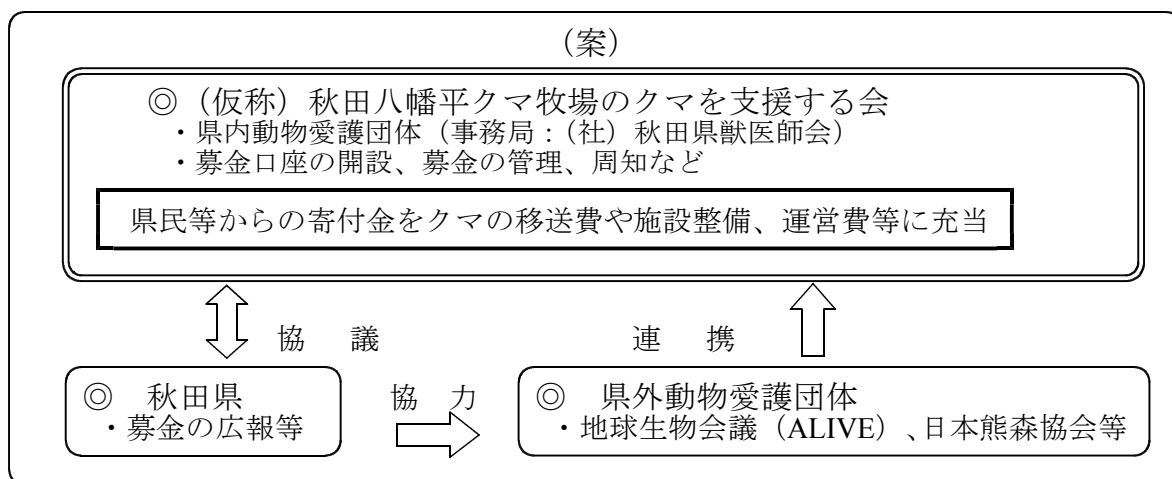
3 今後の対応について

(1) 北秋田市との協議

阿仁熊牧場での受入れについては協議を開始したところであるが、ツキノワグマに比べて3倍の体格となるヒグマ21頭を新たに飼育することになり、体格や性別、年齢などに応じた施設の構造や規模、用地の確保、飼育のあり方などの検討が必要となることから、整備計画の段階から国や専門家の意見を聞きながら、できるだけ早期に全頭の受入れが実現されるよう、北秋田市と十分に協議を重ねていく。

(2) 支援団体の設立

今回の予算案には、平成25年3月までの非常勤職員の雇用や場内の除雪などに要する経費を計上しているが、冬期間においてもクマを安全に飼養管理するための施設の修繕などについては、民間団体（設立準備中の「(仮称)秋田八幡平クマ牧場のクマを支援する会」など）に寄せられた寄付金が活用できるよう、関係団体と調整を図っていく。



(3) クマ移送後の対応

クマの移送後においても、動物愛護のイベントを阿仁熊牧場で開催することや、子供たちが「命の大切さ」を考える学習の場として活用するほか、関係部局と連携しながら、森吉山周辺の地域振興という視点も加味した施策を講じていくなど、長期的に支援を行っていく。

(4) 国への要望

動物愛護管理法では「殺処分 (安楽死)」が認められていることなどから、国 (環境省) に対して、残されたクマに対する財政的支援を求めるとともに、今回の事故を踏まえ、①特定動物の飼養・保管の許可基準に、その飼養を的確に継続して行うに足りる経理的基礎・技術的能力を有することの追加や、②経営困難等により飼養が継続できなくなった場合における「飼養管理積立金制度」の創設などを盛り込んだ法整備を早期に行うよう要望することとしている。

資料 1

秋田八幡平クマ牧場の概要

[H24年9月12日現在 ヒグマ21頭、ツキノワグマ6頭、計27頭]

6号クマ舎 ※1

運動場	餌場
-----	----

車庫

車両出入口

車両通路

3号クマ舎

4号クマ舎 ※2

5号クマ舎

運動場 ヒグマ2頭	運動場 ヒグマ1頭	運動場 ツキノワグマ2頭
餌場	餌場	餌場

ヒグマ1頭 移動

ヒグマ3頭 移動

2号クマ舎

運動場 C ヒグマ8頭	餌場
運動場 B ヒグマ3頭	餌場
運動場 A ヒグマ5頭	餌場
ヒグマ1頭 (子グマ)	
ヒグマ1頭 (子グマ)	

別檻

1号クマ舎

餌場	運動場 B ツキノワグマ4頭
餌場	運動場 A ヒグマ4頭

ヒグマ4頭 移動

※3

※ 敷地面積: 20,000m²

※1: 8月2日、6号クマ舎のヒグマ3頭を2号クマ舎C餌場に移動

※2: 8月5日、4号クマ舎のヒグマ1頭を2号クマ舎C餌場に移動

※3: 8月5日、1号クマ舎Aのヒグマ4頭を2号クマ舎C餌場に移動

事務所方面

秋田八幡平クマ牧場に対する意見について

秋田八幡平クマ牧場への対応について、これまで200件の意見が県に寄せられている。劣悪な飼育環境に対する批判など(「その他」)を除いた127件が残されたクマの取扱いに対する意見となっているが、このうち、「殺処分反対」する意見が119件(約94%)と大半を占めている。

◎ 集計(8月24日現在)

総件数
200

主な内容		
残されたクマの取扱い		その他
殺処分に反対	殺処分を容認	
119(93.7%)	8(6.3%)	73
127(100%)		
200		

○ 内訳

・知事への手紙

件数		
県内	県外	不明
11	49	9
69		

主な内容		
殺処分に反対	殺処分を容認	その他
41	1	27
(県内5)(県外32)(不明4)	(県外1)	(県内6)(県外16)(不明5)
69		

・メール

件数
65

主な内容		
殺処分に反対	殺処分を容認	その他
43	2	20
65		

・電話

件数		
県内	県外	不明
12	28	26
66		

主な内容		
殺処分に反対	殺処分を容認	その他
35	5	26
(県内7)(県外14)(不明14)	(県内1)(県外2)(不明2)	(県内5)(県外11)(不明10)
66		

(参考) 主な意見について

殺処分に反対

- ・引取先が見つかるまで見捨てないでほしい
- ・餌、寄付などの援助の申し出、提案
- ・自然に帰すべき
- ・人間の都合での殺処分は疑問
- ・県のイメージダウンを懸念
- ・人もクマも同じ命

殺処分を容認

- ・県費の投入は理解できない
- ・クマの命が尊重されることへの疑問

その他

- ・劣悪な飼育環境に対する批判
- ・牧場の状況を放置していた県に対する批判